

北米の鍼灸医療に関する調査研究：第1報

－ 鍼灸医療定義 (1) －

北出利勝 Mike M. HASHIMOTO 鶴 浩幸 平澤泰介

基礎と臨床

北米の鍼灸医療に関する調査研究：第1報

－ 鍼灸医療定義 (1) －

北出利勝* Mike M. HASHIMOTO** 鶴 浩幸*** 平澤泰介****

An investigation report on acupuncture practice in the United States : I

－ Definition of Acupuncture (1) －

Toshikatsu KITADE, Mike M. HASHIMOTO, Hiroyuki TSURU, Yasusuke HIRASAWA

(受領日：2009年6月18日)

Summary

This reports revealed Acupuncture Definition among fourteen States in the North America to review concept of the acupuncture theory, treatment and methodology as well as legal aspect. Fourteen acupuncture legalized States are as follows; 1. Alaska, 2. California, 3. Colorado, 4. Connecticut, 5. District of Columbia, 6. Florida, 7. Hawaii, 8. Iowa, 9. Louisiana, 10. Maine, 11. Maryland, 12. Massachusetts, 13. Minnesota, 14. Nevada

Key words: definition of acupuncture, flow of energy, pain control, herbs, herbal medicine, acupuncture status

要旨

北米のなかで次の14州における鍼灸の定義についてアルファベットの順序で紹介した。

1) アラスカ州, 2) カリフォルニア州, 3) コロラド州, 4) コネティカット州, 5) コロンビア特別区, 6) フロリダ州, 7) ハワイ州,

8) アイオワ州, 9) ルイジアナ州, 10) メイン州, 11) メリーランド州, 12) マサチューセッツ州, 13) ミネソタ州, 14) ネバダ州。鍼灸の定義における鍼灸治療の目的, 鍼灸の拠りどころとする概念, 治療法と治療点, 法的見地について考察した。

* 明治国際医療大学 基礎鍼灸学教室

** Former Chairman, Hawaii State Board of Acupuncture (元ハワイ州政府鍼灸審議会議長)

*** 明治国際医療大学 臨床鍼灸学教室

**** 明治国際医療大学 附属総合リハビリテーションセンター長

キーワード：鍼灸の定義，氣，ペインコントロール，生薬，中医薬，鍼灸事情

I はじめに

ハワイ州を含めた北米の鍼灸事情において、鍼灸医療の定義に関して調査したので報告する。本稿では14州である。

なお、著者らはハワイ州の鍼灸医療に関する調査研究；第1報で報告したのは、つぎのような主要項目であった。

鍼灸師法の制定：1973年ネバダ州において米国初の鍼灸師法に続き、2番目の鍼灸師法が1974年にハワイ州で制定され、ハワイ州鍼灸審議委員会が発足した。

教育基準：最低2,175時間。Acupuncture Collegeにて鍼灸専門課程に入るには900時間または2年間の大学履修課程を修了したものでなければならない。

漢方薬の処方：米国では漢方薬は東洋医学の一部そして栄養補助食品と看做しているので、薬剤師の資格がなくても鍼灸師は漢方薬の処方ができる。

第2報では、鍼灸医療過誤、診療時の着替えなどについて調査した。

A. 鍼灸医療過誤の症例；肩部に施鍼したあ

と、気胸をきたした2例、灸頭鍼での加療中、艾の塊がずり落ち皮膚に火傷を与えた1例、灸痕を火傷と誤解された1例。

B. 鍼灸に関する苦情件数；RICO（専門職従事者対苦情課）に寄せられた医療専門職への苦情件数についてまとめた。

C. 診療室での患者の着衣；米国では診療時の着替えについては紙製の使い捨てガウンが一般的であり、プライバシー保護のため半身用のケープ、または全身用のガウン、他に短パンツ、ポンチョスタイルのものなど各種があり、検査あるいは治療目的によって使い分けをしている。

II 方法

field studies/interview と資料収集をもとに調査した。和訳にあたって、州によっては原文そのものが法規用語のため複雑な表現をしているところがあり直訳に近いものになった。

III 結果

アメリカの各州別による臨床鍼灸の定義 (definition of acupuncture) について、ABC順に14州を記述する (表)。以下、カッコ内の英文は定義より直接引用したものである。

表 米国における鍼灸師法の制定年と呼称名 (2005)

州名	施行年	ライセンスのタイトル
1. アラスカ	1990	Licensed Acupuncturist
2. カリフォルニア	1975	Licensed Acupuncturist
3. コロラド	1989	Licensed Acupuncturist
4. コネティカット	1995	Acupuncturist
5. コロンビア特別区	1989	Acupuncturist
6. フロリダ	1981	Acupuncture Physician
7. ハワイ	1974	Licensed Acupuncturist
8. アイオワ	1993	Licensed Acupuncturist
9. ルイジアナ	1975	Acupuncturists' Assistant
10. メイン	1987	Licensed Acupuncturist
11. メリーランド	1973	Licensed Acupuncturist
12. マサチューセッツ	1986	Licensed Acupuncturist
13. ミネソタ	1995	Licensed Acupuncturist
14. ネバダ	1973	Doctor of Oriental Medicine

1 アラスカ州 (1990年制定)

州法によると、「鍼灸」とは、疼痛感覚の予防もしくは改善、あるいは生理機能を正常化するため、体表面上あるいは、その近傍にある経穴または特定部位を刺鍼により刺激する中医学の概念による一種の治療法のことである。「鍼灸術」とは、鍼灸診断に基づき、人体の特定部位に滅菌された鍼を刺入し、ならびに、施灸することを意味する。；鍼灸の実践には、機械的 (mechanical)、温熱的 (thermal)、電気的 (electrical)、および電磁氣的 (electromagnetic) 治療による補助療法、および食事指導や運動療法の指導を含む。」

2 カリフォルニア州 (1975年制定)

州法には以下のように規定されている：「鍼灸とは、疾病あるいは身体の機能障害の治療および、疼痛の予防もしくは改善のため、あるいは施鍼により疼痛コントロールを含む生理機能を正常化するために体表面上あるいは、その近傍にある経穴または特定部位（1カ所もしくは複数カ所）を刺激することであり、電気鍼、吸角治療、灸術を含む。」鍼灸師は「東洋式マッサージ、指圧、呼吸法、運動法、あるいは、健康増進のための栄養補助食品として薬剤を含まない物質や生薬 (herbs) を含む栄養法の施術あるいは処方を行う」ことがある。

3 コロラド州 (1989年制定)

1995年に改訂された州法の定義では、「健康の増進、維持、回復ならびに疾病予防のために、診断、治療、補助療法の東洋的方法を用いる伝統的東洋医学の概念に基づいた治療体系である」と示された。

新法では、鍼灸術とは「鍼を刺入および抜去すること、身体の特定部位に熱治療を施術すること、ならびに伝統的な東洋的補助療法 (traditional oriental adjunctive therapies)

を加療することを意味する。鍼灸の範囲内での伝統的な東洋的補助療法には、徒手 (manual)、機械的、温熱的、電気的、電磁氣的治療、東洋式運動療法の指導、および、連邦法に従った生薬処方や食事療法の指導を含む。「鍼灸術」は、伝統的東洋医学の概念で規定されるもので、核磁気共鳴画像法 (MRI) やX線写真、コンピュータ断層撮影 (CT スキャン)、超音波検査などの西洋医学的診断法を含まないものである。」州法ではさらに、「鍼灸術」は、オステオパシー医学 (osteopathic medicine) やオステオパシーの手技療法；カイロプラクティック (chiropractic) やカイロプラクティック的補助療法や理学療法を含まないと規定している。」

4 コネティカット州 (1995年制定)

州法によれば、「鍼灸」とは、治療効果あるいは予防効果を達成することを目的として、疾病、身体の障害や機能不全に対して、身体臓器と身体表面の関連した経穴もしくは複数の経穴の組み合わせが生理的に相互関係を有しているという理論に基づいて、それらの経穴もしくは複数の経穴の組み合わせに対して刺鍼をすること、あるいは温熱 (heat)、圧力、もしくは電気刺激を与えることによって治療することであるが、理学療法の施療は含まない。」

5 コロンビア特別区 (1989年制定)

州法には以下のように規定されている：「鍼灸術とは、疼痛を緩和し、生理機能を正常化し、身体の状態または疾病あるいは体調を改善するため、体表面上にある経穴または特定部位（1カ所もしくは複数カ所）に刺鍼（電気的もしくは温熱的刺激を併用するものと併用しないものを含む）することである。」

6 フロリダ州 (1981年制定)

州法には以下のように規定されている：「鍼

灸とは、中医学の概念に基づいた一種のプライマリーヘルスケアであり、健康の増進、維持、回復および疾病の予防を目的として、鍼灸診断法および治療法ならびに補助療法、補助診断法を用いる。鍼灸には、人体の特定部位に刺鍼および施灸を行うことを含むが、これだけに限定されない。」

規則には、ホメオパシー（同種療法）や米国食品医薬品局（FDA）の要件を満たした栄養補助食品（nutritional supplement）、サーモグラフィ、リフレクソロジー（reflexology；足裏指圧療法）、TENS（経皮的電気神経刺激法）、良導絡、EAV（Electro Acupuncture of Dr. Voll；フォルの電気経絡検査；筆者注）、生薬学（herbology）およびキルリアン写真（Kirlian Photography）など、許容される物理療法の広範なリストが含まれている。

7 ハワイ州（1974年制定）

州法には以下のように規定されている：「鍼灸術とは身体内のエネルギー（氣）の流れおよびバランスをコントロールし調節することを目的として、人体の経穴（1カ所もしくは複数カ所）を刺激することである。施術には、皮膚に刺鍼する方法および、指圧、電気刺激、機械刺激、温熱刺激、あるいは東洋の伝統的治療法を用いて経穴刺激を行う方法を含む。」

「規約による定義詳細には、“東洋(的)伝統医学”の中に、中医薬(漢方薬) (herbal medicine)の使用も含んでいる。

8 アイオワ州（1993年制定）

州法には以下のように規定されている：“鍼灸”とは、経穴あるいは経絡として知られている人体の特定部位に治療をするという伝統的東洋医学に基づいて健康の増進、維持、回復を図ることである：a. 刺鍼。b. 灸；c. 他の電磁エネルギーもしくは超音波エネルギーの使用を除

き、徒手、伝導熱、あるいは電気鍼刺激、ならびにその他の二次的治療法を施術することである。

9 ルイジアナ州（1979年制定）

「鍼は麻酔誘導、疼痛軽減および疾病、身体の異常や機能障害の治療のために、あるいは予防的効果を達成することを目的として、経穴の1点または関連する複数の経穴をもつ身体器官の生理学的相互関係の理論により体表にある経穴または組み合わされた複数の経穴への鍼刺入によって、同様の経穴または複数の経穴への熱的（heat）または電氣的刺激の応用による機械的、温熱的、電氣的刺激による治療を意味する。」

10 メイン州（1987年制定）

鍼灸：“鍼灸”とは、体表上の特定部位に施した鍼に振動を加えることを伴うか、鍼もしくは皮膚、あるいはその両方に電気刺激あるいは熱（heat）を加えたり（または加えずに）、体表面上にある経穴または特定部位の皮膚において細い金属鍼を刺入することである。鍼灸術は伝統的な東洋の理論に基づくものであり、生理機能を正常化し、身体のある種の疾病や機能障害の治療、疼痛感覚の予防や改善、健康や安寧な生活（well-being）の増進に寄与するものである。

11 メリーランド州（1973年制定）

「鍼灸とは、エネルギー（氣）の生理機能理論（a theory of energetic physiology）に基づく健康管理の一種で、身体臓器もしくはその機能と、身体上の特定経穴あるいは、複数経穴の組み合わせとの相互関係によるものである。鍼灸術とは、エネルギー（氣）の生理機能の正常化と、疼痛コントロールを目的とする、あるいは健康の増進、維持、回復のために東洋医学

の治療法（oriental medical therapies）を用いる。鍼灸術には、（i）身体へ刺鍼することによる経穴点状刺激；（ii）施灸；ならびに（iii）東洋の鍼灸医学の原理に従って施術する徒手、機械的、温熱的、あるいは電氣的治療が含まれる。」

12 マサチューセッツ州（1986年制定）

州法には以下のように規定されている：「伝統的東洋医学の理論（traditional oriental medical theory）に基づく医療で、疼痛緩和もしくは身体機能の改善を目的として、主に体表面上の特定点に皮膚を通じて金属鍼を刺入し、生薬処方を用用する（または併用せず）、電流を流す（または流さず）、鍼、皮膚あるいはそれらの両方に熱を加えて（または加えずに）実施する鍼灸、皮膚の表面電極を利用するか、刺入した鍼に電流を流すことによる電気鍼、ならびにレーザー鍼を鍼灸術と見なす。」

規則には、グアシャ治療（gwa-sha）、アキュパッチ（acupatches）、ハーブ湿布、イオンコード器具、マッサージ、リフレクソロジー、指圧、推拿（tui-na）、良導絡、キルリアン写真、サーモグラフィ、ドイツ式電気鍼、呼吸法、東洋式食事指導、米国食品医薬品局ガイドラインに沿った非処方薬・サプリメント（nonprescription substances）、運動療法および生活習慣、行動、ならびにストレスカウンセリングを含む。

13 ミネソタ州（1995年制定）

州法には以下のように規定されている「鍼灸術”とは、東洋医学の理論（Oriental medical theory）、およびその特有の診断法、治療法を用いた健康管理の包括的体系のことである。その治療法には、皮膚を通じた刺鍼および、東洋医学に基づく温熱（heat）、東洋式マッサージ法、電気刺激、生薬治療（herbal supplemental therapies）、食事指導、呼吸法、および運動法

やその他の生体物理的な手法による経穴の刺激を含む。」

州法では、その後の（鍼灸の）施術範囲の規定に、（伝統的）中医学の原理に基づいた吸角治療、皮膚摩擦法、指圧、食事指導も含めている。

州法には、指圧（acupressure）、毫鍼（acupuncture needle）、経穴、呼吸法、吸角治療・吸引法（cupping）、皮膚摩擦法、電気刺激、生薬処方（herbal therapies）、ならびに東洋医学についても定義に含んでいる。

14 ネバダ州（1973年制定）

州法には以下のように規定されている：「伝統的東洋医学（Traditional Oriental Medicine）とは、生体のメカニズムにおけるエネルギー（氣）の流れとバランスが、健康者や病人の安楽な生活の維持に最も重要な因子であるという考えに重点を置いた治療体系でのことである。この用語（TOM）には、鍼灸術と中医薬（herbal medicine）を含む。」「中医薬および中医薬の臨床（practice）とは、心身の不調や疾病の治療、緩和、軽減、あるいは創傷部、身体の傷害や変形の治癒もしくは緩和を目的とした生薬の使用を助言、推奨、処方、もしくは指導することをいう。」

IV 考 察

acupuncture という用語は鍼術だけではなく、アメリカでは一般に灸術をも含まれる。アメリカでは鍼灸師法の臨床定義として各州にさまざまな法的見解が見受けられた。そこで、14州の鍼灸臨床の定義を通覧して興味ある事項について記述した。

1 鍼灸治療の目的について

アメリカにおける鍼灸の定義について、目的

としている項目は次のとおりである。健康の増進、維持、回復ならびに疾病予防をうたっている州がある。なかんずく、疼痛感覚発生の予防、疼痛緩和と改善（ペイン・コントロールと記している州もある）を規定している州が多い。

また、安寧な生活（well-being）の増進に寄与するものであるとする州がある。

一方で、東洋医学の概念そのものを定義付けていることに注目させられる。わが国では科学的でないという論理であろうか、記述を避けているくらいがある。すなわち、氣の生理機能を正常化させることを目的としている州や、身体内のエネルギー（氣）の流れ、およびバランスをコントロールすることを目的としている州が存在する。他に鍼灸は東洋式の健康管理であるという州もある。したがって、西洋医学とは別概念をもつ医療体系であることを認識しているように見受けられ、東洋医学（鍼灸医学）の独自性を尊重していると考えられる。

2 鍼灸の拠りどころとする概念

伝統的東洋医学の概念（理論・原理）を取り入れている州が最も多い。あるいは、身体内のエネルギー（氣）の流れおよびバランスを調節することが鍼灸であるとする州が2番目に多い。さらに、中医学の概念に基づく治療法とする州がある。

3 治療法について

鍼灸と生薬処方为主なものであり、その他の治療法も多くある。鍼は14州において定義に明らかにしているのは当然である。灸術は3つに区分できる。灸術（moxibustion）を入れている州がある。温熱（thermalまたはheat）と表現している州があるが同意語である。

ただし、灸術と明記しているものの、実際に広く臨床で扱っているかどうかは不明である。ちなみに、鍼灸の教育施設では灸痕の残る直接

灸は原則的に禁止事項としている。

マサチューセッツ州にあるグアシャ治療（gwa-sha）とは木片、竹材または牛角などを滑らかに加工したもので皮膚表面に摩擦刺激を与えて血行促進を促す小児鍼的な民間療法と思われる。ハワイでは臨床的に使うのは小児鍼を含めてごく稀である。アキュパッチ（acupatch）とは造語でマグレインまたは辛子種や胡麻、米粒などを絆創膏やテープで経穴に貼る押圧法であり、経穴および阿是穴への対応刺激療法（counter irritation）として活用されている。

フロリダ州とマサチューセッツ州の定義に表されているキルリアン（英語ではカーリアンと発音）写真は1970年代に南ロシアのKubanの地にてSemyonとValentinaという電気技師夫妻が発案したもので有機体のオーラを見るためにアルミ板に高周波を流した時の発光の状態により植物などの健康度を把握するというものである。人体の手や足をおいて部分観測をした場合、温度、湿度および押圧度がよほどコントロールされた状態でないかぎり写真診断としての信頼度を得るのが困難と思える。

4 鍼灸の治療点について

鍼灸診断に基づいて、体表面上あるいは、その近傍にある経穴または特定部位の経穴もしくは複数の経穴を治療点としている。米国の教育施設では経穴はすべて番号にて履修している。

5 法的見地について

米国において連邦政府は各専門医療の法規に関与せず、各州議会によって鍼灸師法あるいは東洋医学療法として法制化され、ほとんどの州が「消費者商業局」の管轄のもと、州政府鍼灸審議委員会（Board of Acupuncture）により規約および細則が制定されているのが特徴である。したがって全米50州が近似ではあるがそれぞれ特異性をもった定義および法規になっている。

V 結 語

北米14州の鍼灸医療の定義について調査した。目的としていることは、健康の増進、維持、回復ならびに疾病予防である。さらにまた疼痛感覚発生の予防、疼痛緩和、改善を規定している州が多かった。意外であったのは身体内の「氣」の流れおよびバランスをコントロールすることを目的としている州が存在した。鍼灸治療は伝統的東洋医学の概念を拠りどころとしている。治療方法は当然、鍼、灸、生薬処方を主体として食事指導や運動法の指導を加えていた。ハワイ州の唯一性は、鍼灸師の免許がなければ医師および歯科医でも鍼灸の臨床が不可である。

本稿の要旨は第23回 日本東方医学会（東京国際フォーラム、平成18年2月5日）、第24回 日本東方医学会（東京国際フォーラム、平成19年2月17-18日）、第43回 東洋医学とペインクリニック研究会（大阪医科大学、平成19年5月27日）において報告した。

文献・資料

- 1) Department of Commerce and Consumer Affairs, State of Hawaii: Acupuncture Practitioners, Hawaii Administrative Rules, Title 16, Chapter 72:1-23, September 7, 2000.
- 2) State of Hawaii, Board of acupuncture: Doctoral Curriculum and List of Partial Suggestive References, Proposal: 1-14, 2000.
- 3) Hawaii Acupuncture Association: Essential Acupuncture Treatment Guidelines. Fourth Edition: 1-166, 2002.
- 4) 北出利勝, Mike Hashimoto, 中山雅仁: ハワイ州の鍼灸医療に関する調査研究: 第1報-鍼灸師法, 教育基準, 資格試験-. 東方医学, 20(4): 37-40, 2004.3.31.
- 5) 北出利勝, Mike Hashimoto, 中山雅仁: ハワイにおける鍼灸医療の最新状況 (1) - 鍼灸保険診療の実情 -. 医道の日本, No.741:135-140, 2005.7.1.
- 6) 北出利勝, Mike Hashimoto, 中山雅仁: ハワイ州の鍼灸医療に関する調査研究: 第2報-鍼灸医療過誤, 患者の着衣 -. 東方医学, 22(2):61-67, 2006.10.30.
- 7) National Acupuncture Foundation: Acupuncture and Oriental Medicine State Laws and Regulations, 2005 Edition, USA